

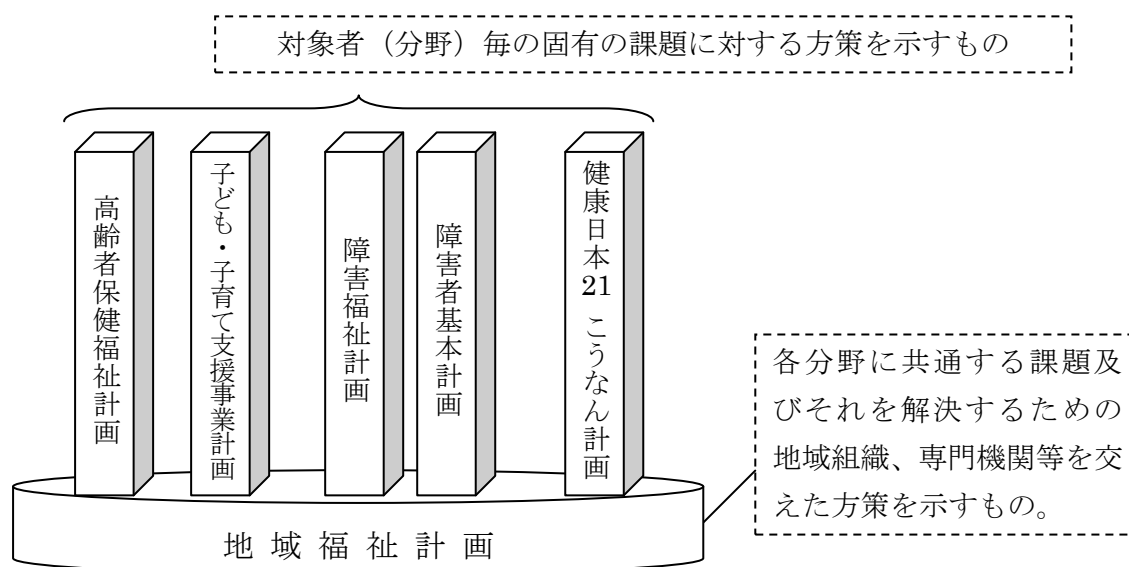
江南市地域福祉計画策定体制等について

1. 地域福祉計画策定の目的

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する計画であり、同法第 4 条に規定のとおり地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が中心となって取り組み、社会福祉に関する活動を行う人々や事業所（福祉サービス）が相互協力して策定する地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。

今回策定する地域福祉計画は、社協が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定することにより、より実行性のある計画とします。地域福祉計画を基本計画（方針）、地域福祉活動計画を実施計画（活動）と位置付け、福祉分野の各施策、取り組みを総合的に考え、不足するサービス、隙間を埋めるサービスを地域の力によって実現していくための計画とします。



2. 計画期間

平成 30 年度～平成 35 年度（6 年間）

3. 策定体制

(1) 庁内体制

ア. 地域福祉計画策定会議

健康福祉部長、社協局長、社協次長、

防災安全課主幹、市民サービス課長、高齢者生きがい課長、子育て支援課長、

福祉課長、健康づくり課長、保険年金課長、地方創生推進課長、

秘書政策課長、教育課長、生涯学習課長

イ. 地域福祉計画策定部会

防災安全課、市民サービス課、高齢者生きがい課、子育て支援課、福祉課、健康づくり課、保険年金課、地方創生推進課、秘書政策課、教育課、生涯学習課

ウ. 地域福祉活動計画策定部会

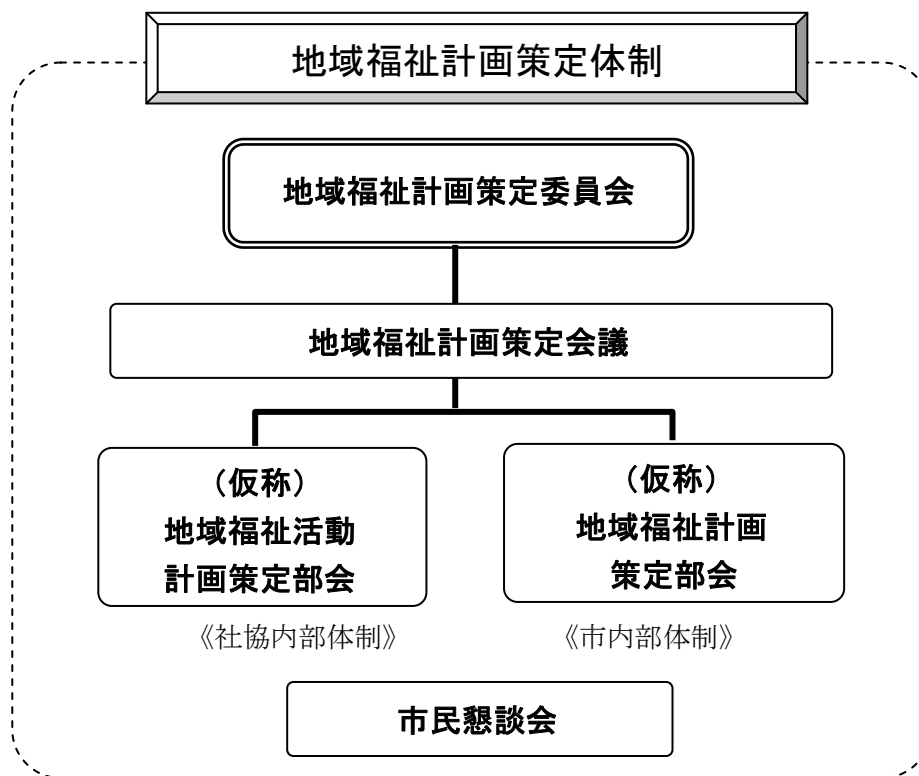
社協局長、次長、係長、担当、福祉事業所、団体

(2) 庁外体制

地域福祉計画策定委員会

学識、社協会長、区長・町総代、民生児童委員協議会（会長、副会長）、老人関係、子ども関係、障害関係、医療関係、ボランティア関係、教育関係

(3) 全体イメージ図



4. 市民参加

市民意向調査、ワークショップ、市民懇談会、パブリックコメント